

遺言書を書くことを 考えてみませんか？



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士・特定行政書

小西 光子

行政書士(お仕事)の紹介



自分と配偶者のこれからのこと、
役所等のこと、財産のこと、契約のこと、
物品購入解約、賃貸借、医療福祉・介護など
手続きが面倒でよくわからない時

生活における 契約手続等支援

一人暮らしで出歩くのも大変で
「将来もし認知症になら…」と不安があり
これからの生活や財産管理のことについて
相談したい時

成年後見制度(任意後見) の利用支援



遠方で暮らす親が認知症になって
生活のことや財産管理について
どうすればよいか困った時

成年後見制度(法定後見) の利用支援



お子様などに会社を譲る、
会社をほかの会社に譲渡するなど

事業継承や会社の譲渡 に関するサポート

シニア世代の皆様

「困ったな」と思われたら
悩まずに行政書士にご相談ください!
皆様をしっかりとお支えします!

行政書士お役立ちイラスト
でシニア世代の皆様への
行政書士サポート例を
ご紹介するニャ



私たちにお任せください!



お子様のいないご夫婦や
行方のわからぬ相続人がいる場合
ご自身の葬儀やお墓について誰かに託したい時

遺言相続手続き支援 死後事務委任契約

※任意後見契約と死後事務委任契約はセットで公正証書にしましょう



遺言書を書くことは 残された人への思いやり

* 遺言書がないと

- ①自分が頑張って作った財産や事業を、あげたい人や継いでもらいたい人に継いでもらえない！
- ②相続人全員で、遺産分割協議書を作らなければいけない。**これがトラブルのもとに！**
- ③誰が何を取るか、争族の始まりになる
- ④認知症の人や行方不明の人がいると、遺産分割に困難をきたす。

縁ディングノートの使い方



行政書士
小西 光子

今日の話の内容

- 1: 遺言書の種類(遺言者の必要性が高いケースの検討)
- 2: 各遺言書のメリット、デメリット
- 3: 死亡した人が遺言書を書いていない場合
- 4: 遺産分割前の預貯金
　　払戻し制度
- 4: 遺言作成で知って
　　おきたい言葉



遺言書の種類

普通遺言には以下の3つがあります

①自筆証書遺言

②公正証書遺言

③秘密証書遺言



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

遺言の必要性が高いケース

* 一人暮らしの高齢者は、遺言の必要性が非常に高い。遺言がないと、財産管理の整理が難しくなり、手間と費用が掛かり、残された相続人に迷惑をかけることもある。元気なうちに、遺言書を作成しておくことが大事！

遺言の必要性が高いのは①遺言がないと遺産を受け取ることができない第三者に受贈したい②遺産について相続関係で対立が生じる高い③特定の相続人に事業承継等 遺産を集中させる④相続人がいない⑤相続人はいるが、その相続人に相続させたくない。

遺言の必要の具体的ケース①

- (1)夫婦の間に子供がないとき～遺言がないと、配偶者の父母や兄弟あるいはその子供たちが遺産分割の場面に登場てくる。
- (2)再婚し、先妻の子と後妻がいるとき～相続に関する争いが起きる確率が高い。
- (3)事業承継をさせたいとき。
- (4)相続人不在の時～遺言がないと、そのまま国庫に帰属することになる(注:特別縁故者)
- (5)相続人でない第三者に遺贈するとき～面倒を見てくれた人に感謝の意で遺贈したいときなど

遺言の必要性が高いケース②

(6)相続人に財産を相続させたくないとき～相続人、例えば兄弟、姉妹のうち特定の誰かに従前の経緯から、相続をさせたくない場合、遺言をしておかないと、排除したい相続人が相続財産を取得するので、それを避けるため遺言をします。相続財産の一切について、相続又は遺贈を受けるものを指定おけば、それで足ります。それ以上何も記載する必要はありません。

①自筆証書遺言 1

* 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない(民968条1項)

全ての記載事項を自書させるのは、遺言の内容が遺言者の真意から出たものであることを明らかにするためです。

自書を要求するのは、筆跡によって本人が書いたものであることを判定できるからです。

①自筆証書遺言 2

* 自筆証書遺言は、他の遺言とは違い、証人や立会人はいらず、費用も掛からず、最も簡易な方式の遺言であるが、その分、偽造や変造などの危険が多い。

そのため、遺言の内容が遺言者の真意から出たものであるか否かをめぐって争いが起こりやすい。

また、全文を自書することは、相当の労力を伴うものであり、遺言者にとって利用を妨げる要因にもなっていました。

①自筆証書遺言 3

* 自筆証書遺言を進めるために、民法が改正され、財産目録については、自書することを要しないとされた（民986条2項）。

ただし、自書でない記載がある全てのページに署名押印をする必要がある。

相続財産を特定する手段として、不動産登記情報や預貯金通帳の写しを添付することも可能だが、必ず、全てに署名押印をする必要がある。

①自筆証書遺言を見付けたときの 注意点

①封をしている遺言書は、絶対に開けない！

家庭裁判所で検認を受ける必要がある。
かってに開けると5万円の過料になる。

②そこで、自筆証書遺言を「法務局」で
預かってくれる制度が出来ました。

(2020年7月10日より)

{利点}・遺言書をなくさない

- ・家庭裁判所の検認がいらない
- ・料金が安い(3900円)



②公正証書遺言

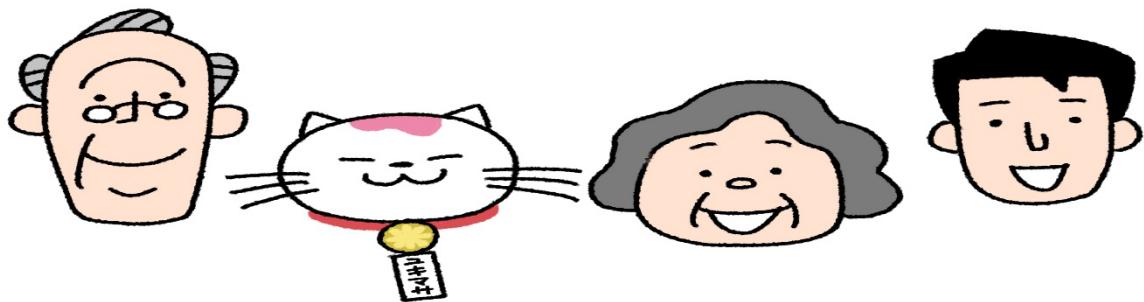
* 公証人が作成する公正証書によって作成される遺言書。

・病気などで字が書けない人、病気で動けない人、推定相続人の中に行方が分からぬ人がいる人等にお勧め。



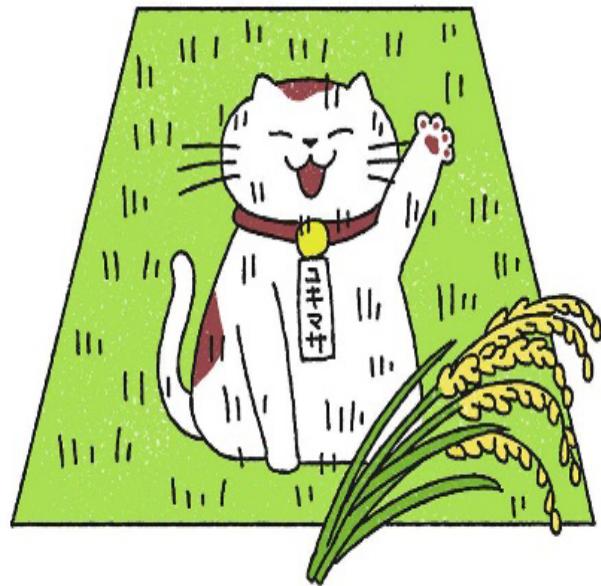
②公正証書遺言のメリット

- * 公証人が作成することにより、内容の正確性、遺言の真偽を争うことが少ない。
- * 原本の安全・確実な保管および遺言検索のシステム(120年の保管期間)
- * 相続人の負担が少ない(不動産を相続する人の登記書類や預貯金の名義書き換えの書類が少ない)



②公正証書遺言のデメリット

- * 証人が2人必要である。
 - * 費用が掛かる。財産額や相続人の数によって、費用の掛かり方が変わる。
 - * 必要書類がある。
- ・行政書士は公正証書遺言作成の支援を行っています！



ここで相談者からの問題です！

* 相談者50歳。5歳の時に母死亡の後、父が再婚し、義母と三人で暮らしていた。

義母との仲は良く、45歳の時、父が亡くなり遺言書がなかったので、義母と相談の上、自宅を共有名義で相続した。

義母が病気で死亡した。遺言書は書いていない。子供は、相談者だけなので、当然、相談者が義母の持分であるこの家の権利を相続できますよね？という問題。

ここで相談者からの問題です！ (答え)

- * 答えは「その家の所有権を相続することはできません！」
- ・なぜなら、養母とその人が養子縁組していないからです。日本の法律は血縁を重んじます。　　その人と義母との血縁はないため、相続人にならないのです。
- ・結局、義母の亡姉の子供である甥、姪など3人が名義変更を行った後、その甥、姪から買い取るという費用と時間がかかったという話です。

ここで相談者からの問題です！ (答え)

* この場合どうすればよかったです？

1の方法：養母生存中に養子縁組をする。

2の方法：「私の所有する不動産を相談者に
遺贈する」との遺言書を義母が書く。

* 義母が元気なうちに
よく話し合い、対策を考える
のが大事！



死亡した人が遺言を残さなかった場合1

- * 死亡した人の遺言があるかどうか調べる
 - ①公証役場で「遺言書管理システム」を利用し、探す。全国の公証人作成に係る遺言は平成元年からデータとして登録・保管され検索できる。
 - ②自筆遺言証書保管制度を利用し、法務局に預けてないか探す。「関係遺言書保管通知」と「指定者通知(死亡時通知)」の2種類がある。
- * もし、遺言書があれば、遺言書に記載されている内容が優先される。

死亡した人が遺言を残さなかった場合2

- * 無遺言の場合、相続人全員で遺産分割協議書の作成が必要になる。
- ・遺産分割協議の相続財産における遺産分割対象性～①被相続人が相続開始時に所有し、②遺産分割の時点で存在し、③未分割の④積極財産であること
- ・相続開始後に処分された財産については、分割の対象にならない。しかし、平成30年改正により、相続人らの合意により対象とすることが可能となった(改正民906条の2)

死亡した人が遺言を残さなかった場合3

*相続に関する相談で、一番苦労するのが遺産分協議書作成である。相続人全員で作成する必要がある。

- ・それぞれに思惑があり、相続人でない配偶者も絡み、争族に発展する可能性が高い。
- ・両親の相続の場合、片方が亡くなったときより、残された片方が亡くなったときのほうがもめる可能性が高い。

それを防ぐためにも遺言書を残すことをすすめる！

遺産分割前の預貯金払い戻し制度

* 平成28年12月19日に最高裁の判例変更により、預貯金債権が遺産分割の対象財産になった。

分割協議が終わらなければ預貯金の引き出しができない。葬儀費用や医療費の支払いなどが出来ない。そこで、預貯金払い戻し制度が新設された。

・額は、相続開始時の預貯金の額の3分1に相続分を乗じた額(民909条2)

同じ金融機関から払い戻しを受けることが出来るのは150万円を上限とする。

遺言書のすすめ 1

- ・令和5年 平均寿命は 男性 81.09才
女性 87.14才

(令和5年簡易生命表の概況)

65才になると高齢者と言われるが、その後も長い人生が待っている。将来への備えは大変重要になってくる。自分の将来の希望(ライフライン)を元気なうちから検討することは大切なこと！

そのためにも、遺言書を書く行為は、身の回りの整理をすることに繋がり、効果がある。

遺言書のすすめ 2

・100人いれば100通りの遺言書の書き方があると思ってください！

その人にあった遺言書、その人の思いを伝える遺言書を書きましょう！

・遺言書によって、長所・短所があります。

自分の意思を実現するために、良い遺言書を選択してください。

いつでも行政書士が相談にのります！

気楽に声を掛けてください！

遺言書作成で知っておきたい言葉

* 遺言書を書こうと思うとき、支援してくれる専門職（公証人・弁護士・行政書士・司法書士等）が、聞きなれない言葉をたくさん言います。

1つ1つ聞くのも、覚えるのも大変です。

ここで、大切な言葉の意味と、理由を知っておきましょう！



遺言執行者

* 遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利と義務のある人。

(遺言執行者は相続人の代理人とみなすという旧法から、トラブルがあったので改正された)

- ・遺言執行者がある場合には、遺言の執行は遺言執行者のみが行うことができる(同上2項)
- ・遺言執行者は遺言で指定するか、またはその指定を第三者に委託します(民1012条)

遺言執行者の実務の流れ

* 遺言執行者

遺言執行者に指定された者は

- ①就任をするかしないかを相続人に告げる
- ②就任した場合、被相続人の相続財産を調べる
- ③財産目録を作成する
- ④遺言内容の実行
- ⑤相続人に報告書を送り
- ⑥任務完了となる



予備的(補充)遺言

- * 人は年の順に死なない！
- ・「相続人または受遺者が遺言者の死亡以前に死亡する場合」「相続人が相続を放棄する場合」「受遺者が遺贈を放棄する場合」に備えて予備的に定めておく遺言。
- ・必ず遺言者(被相続人)に確認する。遺言者より推定相続人が先に死亡した場合、遺言は失効し、その推定相続人の子が代襲相続はしない。

配偶者居住権

- ・もし、夫が先に亡くなった時、家全体を相続するより「お得な場合」もある。
- ・所有権がなくても、自宅に住み続けられる！
- ・民法改正により、新たに設けられた制度！遺言者の所有建物に、相続開始時に居住する配偶者に終身又は一定期間、配偶者に無償使用権を与えるもので、登記が出来、第三者に対抗できる。



こんな相談をされました！

Q:私は夫と夫名義の自宅に同居しています。夫の財産は、自宅(時価3000万円)と預貯金1000万円です。子供は長男がおり、いつも生活が苦しいとこぼしていることから、夫の死後私が自宅に住み続けられるか心配でいます。

いい方法はないでしょうか？



相談者からの相談に対するの答え！ (提案事例)

* 夫に①配偶者居住権を妻に遺贈する
②妻に預貯金を相続させる
③配偶者居住権の負担付き所有権を
長男に相続させることを内容とする公正証書
遺言書を作成することを勧める。
(具体的な遺言内容)

配偶者居住権の負担付きの自宅が1500万円だとすると、長男の遺留分額1000万円超すため、生活資金として妻に1000万円を確保できる。

遺留分 1

* 遺留分に「昔の話」は蒸し返せない

- ・遺留分制度は、配偶者や子供たちの生活を守るための制度。
- ・遺留分の算定で、過去の贈与などを考慮する「特別受益」は、相続開始の10年間に限られることになった。
- ・民法改正で、親の相続などで、兄弟間で何十年も前の（30年前、兄が家を建てたときにもらった100万円など）贈与は、特別受益として遺留分算定の中には入らないことになった。

遺留分 2

* 遺留分は兄弟姉妹にはない

- ・兄弟に相続財産をあげたくない場合、遺言で他の兄弟に相続させるか、相続人でない人に遺贈するよう書いておく。

* 遺留分侵害額請求

民法改正により減殺請求が侵害額請求となり金銭請求となり金銭賠償に限定された。

- ・期限～相続の開始を知った時から1年、相続開始時から10年の消滅時効がある。

特別縁故者

*相続人がいなくても国に相続財産を取られない場合がある。

・相続人不存在の場合、特別縁故者として一定程度の相続財産を分けてもらえる可能性がある(特別縁故者に対する相続財産の分与)

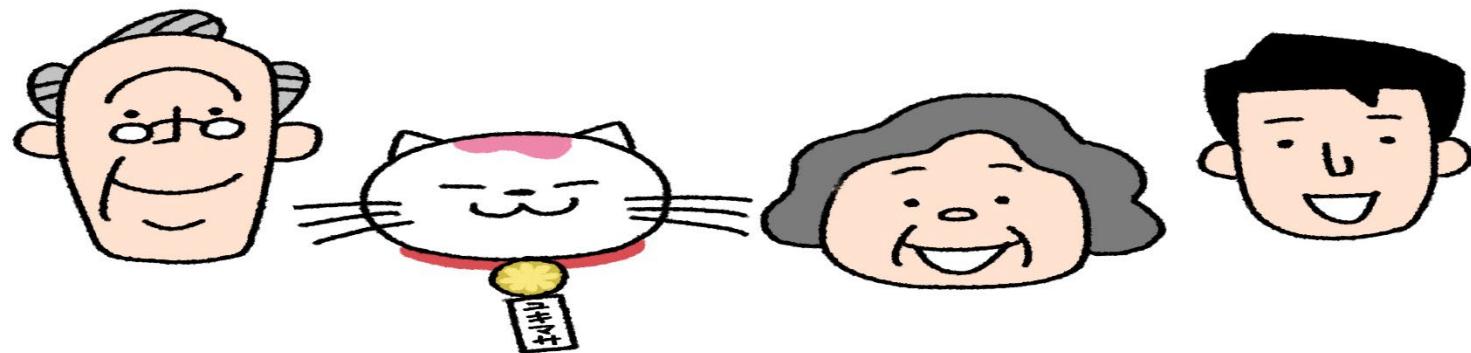
①被相続人と生計を同じくしていた者

②被相続人の療養看護に務めた者

③①ないし②に準じて「特別の縁故があった者」には、特別縁故者として申し立てができる

付言：自分の気持ちを書く

- ・付言は、法定遺言事項以外のことで、遺言者がこの遺言を作成するに至った動機や葬儀の希望、配分の理由や遺族等への感謝などを記載する。法律上の効果を伴わない。
- ・一方、相続・遺贈を受けない利害関係者の感情を刺激し、遺言の効力に異議を唱える等紛争の火種になることがあるので、気をつける。



死後事務委任契約

・身寄りがない高齢者などから、死後の事務について依頼を受けることがある（葬儀の手配、医療費や施設の未払いなど多岐に渡る。死亡届は出せない）。

契約なので当事者の合意ですることがあるが、公正証書で作成することをすすめる。理由として、行政機関に提示したり、相続人はじめ利害関係者に対し説明したりするときに納得を得られやすい。本人死亡によっても効力は失われない（最判平4・9・22）

（注）委任事項と遺言書の内容との齟齬に気をつける！

遺言が後に紛争になるのは？

- ・遺言内容が偏っている
- ・財産分けの理由が理解しがたい
- ・病気療養中で死亡直前に作成された
- ・一時的な好悪感情で遺言したと思われるケース～30年以上、家業と同居の長男と喧嘩をし、次男宅に行った被相続人が怒りにいまかせ次男に全ての財産を相続させるとの遺言を書き、半年後に亡くなった事例。

(まとめ)すべては元気な時から

* 相続・遺言は元気なうち、冷静に物事を考えられるときから始めましょう！

・事業承継を検討されている中小企業の経営者さんは、事業承継をするかしないか早期に判断し、する場合後継者候補に意思を伝え、事業承継に向けた準備を進めていくことが重要！



今日はありがとうございました！
終活は元気なときから始めましょう

